

立正大学障害学生支援室

年報

Annual Report

2023

第8号



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

立正大学障害学生支援室

立正大学障害学生支援室 年報

2023 (第 8 号)

目次

巻頭言 「 DEI の精神を今こそひろげるとき」 濱畑 芳和	1
1. 障害学生支援室およびスタッフ紹介	2
(1) 障害学生支援室について	2
(2) スタッフ紹介	4
2. 障害学生支援活動報告	6
(1) 利用者状況	6
(2) 障害別支援活動	11
1) 肢体不自由に関する支援	11
2) 聴覚障害に関する支援	12
3) 視覚障害に関する支援	13
4) 病弱・虚弱に関する支援	14
5) 精神・発達障害に関する支援	15
(3) 障害理解啓発活動	16
1) FD 研修会	16
「障害ある学生の修学支援に関する検討会報告 (第三次まとめ) を踏まえた授業における障害学生支援」	
2) ガイダンス	21
3) 初年次教育	22
4) 実習指導	31
5) 啓発グッズ	31
(4) 研修会等への参加	32
(5) 学外連携	34
3. 障害学生支援関連情報	35
(1) 支援機器	35
4. 所感	
1年を通して「精神・発達障害に関する支援を中心に」 遠藤 裕史	38
5. 利用案内 (パンフレット)	40
6. 執筆要領	41

DEIの精神を今こそひろげるとき

DEI（Diversity, Equality, and Inclusion）とは多様性、公平性、包摂性を表すもので、多様な人々とともに生きる社会の実現を目指すものです。

立正大学もその一員である仏教系五大学学長会議という会合が例年開催されており、本年度も学長、学生部長とともに私も学生担当副学長として出席しました。テーマはDEIに関する取り組み事例について各大学が報告し合うというものでしたが、他大学の報告で障害学生支援をDEIの取り組みの一環と位置づけた報告がありました。意見交換において本学の障害学生支援の取り組みも紹介しながら、障害学生支援の取り組みそのものが多様な学生を包摂し、ともに学び育ち合う大学づくりの一環であることを改めて確認する時間となりました。

さて、本学の障害学生支援は、2014年（平成26年）に開設された「障がいのある学生サポートルーム」の設置以来10年が経過しました。2024年（令和6年）4月には障害者差別解消法の改正法が施行され、民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました。大学に入学してきた障害のある学生の修学上の困難にともに向き合い、個々の学生に応じた修学支援のあり方を試行錯誤しながら探ってきた10年であったように思います。

現場で心掛けてきたことは、「配慮」や「支援」という語感に引きずられて、学生をサービスの客体として留め置き、大学や教職員が必要とするサービスだけ提供していれば良いとするような、安直な「配慮」や「支援」をいかに克服するか、ということでした。学生自身が学生生活を送る中でさまざまなことにチャレンジしながら、自身のできることとできないことを認識し、これを言語化し他者に伝えるという経験を積むことが、いずれ社会へと巣立ち、他者との関係性を結びながら働き生きる学生たちには必要であると考えています。一般のサービス業とは異なりあくまで教育機関が行う障害学生支援なのですから、学生たちに生きるために必要な力を獲得するよう促していくこともまた、大学の責務であると考えています。

DEIはいま逆風に晒されています。格差是正を目的とする優遇措置（アファーマティブアクション）がむしろ逆差別であるのではないかと、との一方的な主張が声高になされていますが、違いを認め尊重し合うことについて、特定の者のみを優遇しそれ以外の者を差別するかのごとく決めつける主張は、社会の中のあらゆる差別を放置し分断を煽るものであって、与することはできません。

本学は長期構想「立正グランドデザイン」において「多様性を尊重し、伝統と新たな知を融合することで社会に革新をもたらすことのできる人材が集う学園」を目指すことを宣言し、DEIの精神を謳っております。障害学生支援においても、障害のある学生の修学上の困難を受け止め、必要な調整や働きかけを行うといった地道な取り組みを重ねることを通じて、障害のある学生とともに学び育ち合い、社会に革新をもたらす人材を輩出できるよう、引き続き力を尽くしてまいりたいと思います。

2025年3月

障害学生支援室長・社会福祉学部教授

濱畑 芳和

1. 障害学生支援室およびスタッフ紹介

(1) 障害学生支援室について

立正大学障害学生支援室は、品川、熊谷の両キャンパスに設置されている。

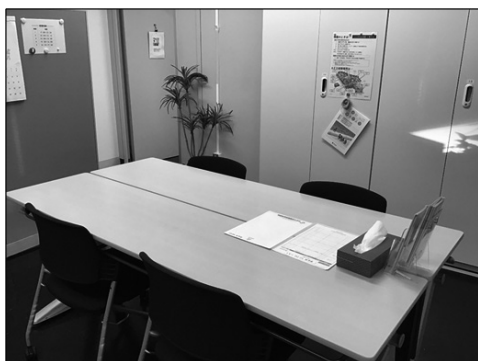
品川キャンパスは8号館1階にあり、受付カウンターからスタッフの様子が見えるつくりとなっている。2か所の面談スペースがあるが、カウンターからは見えにくくなっているほか、1か所は個室のため、一時休憩や教職員との打ち合わせなどに利用している。受付カウンターを利用して、支援機器の見本を展示している。

【品川キャンパス】

【受付窓口】



【面談スペース】



【面談・個室】



【カウンター①】



イヤーマフ、Loop Experience、デジタル耳栓

【カウンター②】



リーディングルーラー、カラーバーレー、ウェアラブルメモ、時感タイマー、ブギーボード、歩道くん

熊谷キャンパスは1号館(ゲートプラザ)1階、保健室とカウンセリングルームに挟まれる場所にある。学生の訴えや悩みによって関係部署と連携しやすい立地となっている。スタッフの事務スペースを含む共用スペースと2つの面談室からなる。熊谷支援室の場合は、扉の外から室内の様子が見えないため、初回の入室のハードルを高く感じる学生もいる一方で、授業の教室から離れており、人の往来が少なく、比較的静かな環境であることから、落ち着いて過ごすことができる場所ともなっている。支援室内に学生用のパソコンも設置しているほか、点字プリンターや拡大読書器などの支援機器も設置している。

品川キャンパス障害学生支援室の開室は月曜日から木曜日、熊谷キャンパス障害学生支援室の開室は月曜日から金曜日であり、時間はともに10時から17時となっている。

【熊谷キャンパス】

ゲートプラザ1F



入口



【支援室共有スペース】



学生からの修学相談、PC2台(教育端末)のほか、教職員との打ち合わせなどに利用。

【面談室】

静かに過ごしたい学生の利用や、気分が悪いが保健室に行くほどではない学生が、少し横になって休んだりすることもある(左)。点字の文書を出力したり、根拠書類をスキャンしたりするほか、オンライン面談やオンライン会議で使用(右)。



(2) スタッフ紹介

1) 障害学生支援室組織

○障害学生支援室・室長

濱畑芳和：副学長 社会福祉学部教授

○非常勤コーディネーター

品川キャンパス

高木伸子：特別支援教育士 中学校教諭一種 高等学校教諭一種免許（国語）

君塚千恵：公認心理師 臨床心理士 高等学校教諭一種免許（公民）

遠藤裕史：公認心理師 臨床心理士

饒波圭祐：公認心理師 臨床心理士

熊谷キャンパス

森下陽美：社会福祉士

佐々木壮太：公認心理師 臨床心理士

○事務スタッフ

戸張 繁：品川・熊谷キャンパス兼務

2) 新任コーディネーター

君塚千恵

2023年3月より、品川キャンパスコーディネーターとして勤務しております。これまでは、医療機関、埼玉県教育委員会、東京都教育委員会で勤務してまいりました。

立正大学品川キャンパスに初めて来校した際は、どこか社寺を思わせる、落ち着いた大学という印象でした。

仏教学部では、仏像制作や、仏教に関連した芸術作品を制作する学生もおり、「本当に学びたいこと」を追及している学生が多いように思います。

広場を歩くと、袈裟を着た僧侶の方が歩いていたりと、都内の大学らしくない一面も立正大学の良いところだと思っています。

コロナ禍を経て、人と人とのつながりが希薄になった現代において、相手の立場に立ってものごとを考えられること、相手に寄り添うことができる仏教の教えが求められていると思います。そのような相手に寄り添える支援をしていきたいと思っています。

遠藤裕史

2023年6月よりコーディネーターとして品川キャンパスに着任いたしました。これまでは心理職として、医療や福祉の現場での支援を経験してまいりました。精神科デイケアやリワーク施設において、入院していた方が再び地域で生活できるよう、休職もしくは退職されてしまった方がお仕事に復帰できるよう、精神疾患を持つ方のリハビリテーションや社会復帰の支援を行ってきました。特に、デイケアなどで提供するプログラムを通じて、再発予防策と一緒に考えることに力を入れてきました。そのため、どちらかというと1対1でのカウンセリングよりも、プログラムを通じて集団と関わる方が多かったかもしれません。

今回ご縁があり、新たに修学に困難を感じる大学生の支援に携わる機会をいただきました。支援を求める学生の中には精神的な不調に限らず、身体面で困難を抱える学生もいらっしゃると思います。これまで精神的な不調と関わる機会が多かったため、場合によっては精神面や身体面に関わらず、学び直す、もしくは1から学ばなければいけないことも多くあるのではないかと予想しております。また、精神的な不調を抱える学生に対しても、これまで支援を通じて接してきた方々とは年代も異なっています。年代の違いだけでなく、大学生と社会人の違いがあれば、価値観もまた異なるでしょう。こうしたことを踏まえると、私自身の経験が、却って足枷になってしまう時もあるのではないかと危惧しております。今まで積み上げてきた経験を大切にしながらも、自身の経験に慢心せず、相談に訪れた方々のお話を丁寧に聴くことを心掛けたいと思います。一方で、目の前の問題に主体的に関わることで良い結果が生まれる場合もあるため、必要に応じて学生の行動を後押しするような関わりもできればと考えております。

最後になりますが、学生時代は品川キャンパス周辺を訪れる機会が多くありました。ただ、私が学生の頃と比較すると景色が大きく変わったところも見かけています。久しぶりに最寄り駅や街の様子を見て、「随分綺麗になったな、こんな店あったかな」とか「ここは昔と変わっていないな」などと感じることもありました。以前と様変わりしたところ、あまり変わっていないところを眺める、そのようなことも楽しみにしながら、障害学生支援室の業務に尽力したいと思います。障害学生支援室を始め、関係部署におかれましてはご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

2. 障害学生支援活動報告

(1) 利用者状況

1) 障害学生支援室利用者状況

2023 年度に障害学生支援室(以下、支援室)を利用した学生は、品川キャンパスで 92 名、熊谷キャンパスでは 40 名、合計 132 名であった。これは 2022 年度の 108 名と比較して 24 名の増加であった。特に、品川キャンパスでは 2022 年度の 69 名から 23 名増加し、2020 年度からの増加傾向は継続していた。2022 年度から原則対面授業となり、加えて 2023 年 5 月 8 日以降は新型コロナウイルスが 5 類感染症に移行した。そうした背景から、オンライン授業であれば対処できていた学生が通学と対面授業に困難を感じており、品川キャンパスではこの傾向が顕著であったと考えられた。熊谷キャンパスにおいては、2022 年度から 1 名増加しているものの、大きな変化は見られなかった。

両キャンパス共に対面授業への参加が困難との訴えが多く聞かれた。これは学生自身だけでなく、学生の家族からの相談・問い合わせも少なくなかった。支援室では、学生本人の申し出を受けてから支援を開始しており、その旨を学生と家族に説明してきた。しかし、理解を得るのに時間を要する場合もあり、いかに学生本人の意思を確認するかという点も含め、家族からの相談のみへの対応が課題となった。また、授業への参加が困難となっている背景に、支援室だけでは扱い切れない複雑な問題を抱えているケースもあった。こうしたケースの相談を受けた場合、合理的配慮としてどのような支援を行うことができるのかに加え、学内や外部機関とどのように連携していくかも検討すべき課題の一つとなった。

①学部学科別利用者数

2023 年度の学部・学科別利用学生数を見ると、心理学部臨床心理学科(15 名)、社会福祉学部社会福祉学科(15 名)、文学部社会学科(10 名)からの来室者が多かった。入学希望者の数には受験希望者の数も含まれており、品川キャンパスでは 12 名、熊谷キャンパスでは 2 名であった。また、卒業生に関しては、両キャンパス共に 2 名ずつの利用があった。品川キャンパスでは、匿名での相談や大学院生の利用もあった。また、仏教学部は 3 年次より学科に分かれる都合上、学部全体で集計した(表1)。

表1 学部学科別利用者数

(単位:人)

学部	学科	人数
心理学部	臨床心理学科	15
	対人・社会心理学科	5
法学部	法学科	6
経済学部	経済学科	8
経営学部	経営学科	5
文学部	哲学科	8
	史学科	3
	社会学科	10
	文学科:日本語日本文学専攻コース	4
	文学科:英語英米文学専攻コース	7
仏教学部	仏教学科・宗学科	5
地球環境科学学部	環境システム学科	7
	地理学科	9
社会福祉学部	社会福祉学科	15
	子ども教育福祉学科	3
データサイエンス学部	データサイエンス学科	2
大学院		1
その他		1
入学希望者		14
卒業生		4
合計		132

②学年別利用者数

支援室を利用した学生の学年を見ると、品川キャンパスでは1年生と2年生が多くなっており、熊谷キャンパスでは2年生と3年生、次いで1年生が多くなっていた。品川キャンパスについては、1年生の利用が最も多くなっており、高校からの環境の変化に適応することが困難な様子がうかがえた。障害学生支援室利用状況の項でも触れたが、コロナ禍の様々な影響が未だに残っていることも要因として見受けられた。また、2年生の場合は、このまま3年生に進級できるか否かを心配する声も聞かれた。熊谷キャンパスについては、2022年度の1年生と2年生の利用学生が多く、進級してからも継続利用していることが考えられる(表2)。

表2 学年別利用者数

(単位:人)

	入学前	1年生	2年生	3年生	4年生	大学院	その他	卒業生
品川	14	31	22	11	10	1	1	2
熊谷	2	8	10	14	4	0	0	2
計	16	39	32	25	14	1	1	4

③障害種別利用者数

障害別の利用者数では、両キャンパス共に「精神障害」と「発達障害」の人数が多かった。両者の重複も含めて合計すると、品川キャンパスは68名(73.9%)、熊谷キャンパスは23名(57.5%)に上った。また、熊谷キャンパスでは身体障害を持つ学生の割合が、品川キャンパスに比べると多くなっている。また、学生の中には明確な診断はついていないものの、修学上の困難を訴えるケースもあった。これに関連して「不明」に該当する学生が1割おり、状態を聞き取りながら必要に応じて医療機関の利用を促す必要も考えられた(表3)。

表3 障害種別利用者数

(単位:人)

障害種別	品川キャンパス	熊谷キャンパス
精神障害	32	9
発達障害	27	11
肢体不自由	6	1
聴覚・言語障害	0	3
視覚障害	1	4
病弱・虚弱	2	1
その他の障害	3	3
精神障害・発達障害	9	3
肢体不自由・聴覚・言語障害	0	0
肢体不自由・精神障害	0	0
肢体不自由・発達障害	1	0
視覚障害・精神障害	0	1
発達障害・病弱・虚弱	0	1
不明	11	3
計	92	40

④月別利用件数

月別の利用状況を見ると、両キャンパス共に4月の件数が最も多くなっていた。4月は新入生からの相談が多くなる時期であり、在校生であっても履修や授業に参加する上での配慮に関する相談があった。こうした相談に対応するために、学生によっては頻回に来室を促す場合もあり、最も件数が多くなっていると考えられる。また、長期休みとなる8月と2月は昨年度に引き続き、支援件数が少なくなる時期だったが、品川キャンパスでは2月の件数が多くなっていた。これは長期休みでも定期的に来室する学生が増えたことが背景にある。また、この時期から新年度に向けた問い合わせも徐々に見られた(図1、2)。

図1 品川キャンパス月別利用件数

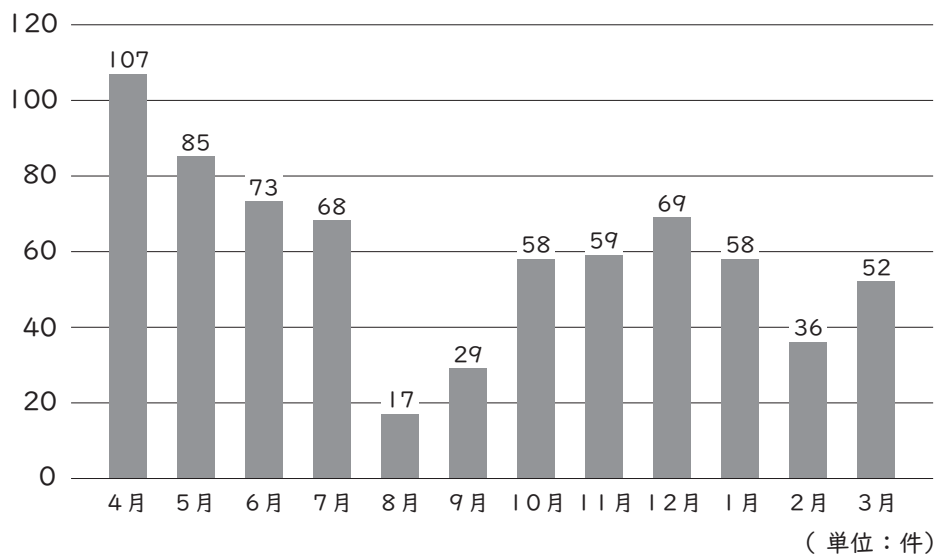
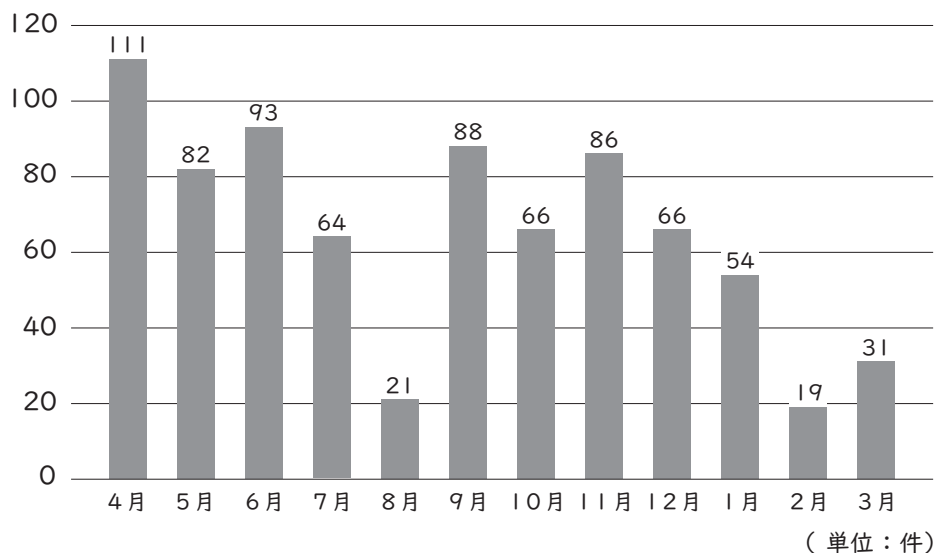


図2 熊谷キャンパス月別利用件数



⑤対応別利用件数

2023年度の支援件数は、品川キャンパスで711件、熊谷キャンパスで781件、合計1,492件となった。2022年度の1266件から197件、割合にして15%程増加した。両キャンパス共に学生やその家族からの「問い合わせ」と「修学相談」が多く、合計すると品川キャンパスが508件(71.4%)、熊谷キャンパスが473件(60.6%)であった。2022年度も件数や割合は異なるものの、同様の傾向となっており、依然として支援の大半は学生や家族への対応が占めていた。また、教職員への「情報提供・連絡」と「情報共有会議・連携」が品川キャンパスで110件(15.5%)、熊谷キャンパスで121件(15.5%)となっていた。これは学生や家族への対応の次に多い項目であり、修学支援を進めるためには教職員との連携が不可欠なことが改めて認識された。さらに、2022年度は対面授業が再開するに伴い、「一時休憩支援(休憩+相談)」と「一時休憩所の提供」の件数が増加したが、2023年度も品川キャンパスで51件、熊谷キャンパスで71件と引き続き増加の傾向が見られた。

上記に加えて熊谷キャンパスでは、品川キャンパスに比べ、支援学生からの「問合せ・連絡」と「打ち合わせ・相談」の対応が多かった。これは視覚障害を持つ学生への誘導支援や、聴覚障害を持つ学生へのノートテイク支援に協力する学生に関連した項目であり、ノートテイクなどの実績を確認するための書類、謝礼に関する問い合わせや連絡が主となっていた。同時に、支援学生が障害を持つ学生との関わり方について悩むことも少なくなく、関係調整などについて相談があった。

なお、「その他」の項目には、障害者手帳や診断書の受理、キャンセルの対応などが含まれている(表4)。

表4 対応種別利用件数

(単位: 件)

対応種類	品川	熊谷	合計
問合せ	251	134	385
修学相談	257	339	596
情報提供・連絡	87	85	172
情報共有会議・連携	23	36	59
一時休憩支援(休憩+相談)	12	23	35
一時休憩場所の提供	39	48	87
(学外者)学外との連携(保護者は除く)	10	8	18
(支援学生)問合せ・連絡	3	10	13
(支援学生)打ち合わせ・相談	1	19	20
その他	28	79	107
合計	711	781	1,492

(2) 障害別支援活動

1) 肢体不自由に関する支援

●品川キャンパス

肢体不自由に関しては、下肢障害、上肢障害の学生の支援を行った。下肢障害に関しては、校内での教室間移動に関するニーズがあったが、自治体の支援機関と連携を取り、支援を行った。上肢障害に関しては、試験時のパソコン利用、試験時間の延長、レポートの締め切り延長を行った。また、車イス利用の学生の支援について自治体と情報共有および連携を行った。

●熊谷キャンパス

歩行が不安定な上下肢障害の学生について、支援室から教室までの移動支援のニーズがあったため同行し、見守りと転倒の防止に努めた。また、授業後支援室での一時休憩利用があった。

2) 聴覚障害に関する支援

●品川キャンパス

品川キャンパスにおいては、支援室を利用した聴覚障害を有する学生はいなかった。

●熊谷キャンパス

熊谷キャンパスでは 2023 年度、聴覚障害のある新入生の入学はなかった。ノートテイク募集のため、前年度 3 月の在校生ガイダンス期間中に説明会を実施し、授業開始に合わせて各授業で支援学生の配置調整を行った。聴覚障害のある学生の学年があがり履修する授業数が少なくなったものの、すべての科目について 2 名のノートテイクを配置することができず、追加募集をしてもなお、1 名のみ、あるいは支援学生をつけることができない科目があった。また、ノートテイクに協力してくれる学生の大半が 3、4 年生のため、支援学生が実習で不在となる期間は支援に入れず、その間の代理のノートテイクが見つからないこともあった。ノートテイクが見つからない場合、授業担当教員に専用マイクを装着してもらい、UD トークによる音声文字変換を使用して受講してもらわざるを得ないこともあった。登録しているノートテイクそのものの人数が少ないこと、加えて説明会や講習会に参加した学生についても、支援にかかわりたい気持ちがあるが、自分の授業と重なっていてサポートに入れないというケースもあった。ノートテイクに登録してくれる学生数そのものが不足しており、特に受講科目が多い 1、2 年生では登録者が少なく、長期にわたって支援に関われる学生が少ないなど、支援学生の確保と安定した支援体制の構築が大きな課題である。一方、ゼミや演習の科目については、大学院生や同じ授業を受講する学生により、障害ある学生をサポートすることができた。

また、受講生同士の意見交換を中心に進められる授業において、UD トークを用いて聴覚障害学生が参加できるよう、機器の設定や操作に関するサポートを行った。具体的には、専用マイクを使って学生に発言してもらい、音声認識により生成された文字を教室内のスクリーンに表示することで、聴覚障害のある学生にも即座に発言内容を共有することができた。また、聴覚障害のある学生が UD トークのアプリに文字を入力することで意見を述べたり、他の学生と意見交換を行うことができた。

通常授業のほか、実習報告会や卒業研究発表会の情報保障に関する調整も行った。実習報告会については、学生からの要望もあり、学部と相談の上手話通訳の手配を行った。卒業研究発表会の情報保障は、指導教員と連携し、ゼミの所属学生全員の協力のもとで行うことができた。支援機器の使用法の説明は支援室スタッフが担い、担当教員とゼミ生とで当日の担当者の配置を決定して支援にあたった。

このほか、聴覚障害のある学生の資格取得対策講座の受講や、災害ボランティア講座への参加に伴い、担当部署へ支援に関するコンサルテーションを行った。

3) 視覚障害に関する支援

●品川キャンパス

品川キャンパスでは、年度中の視覚障害学生の来室はなかったが、教員から視覚障害学生への過去の支援実績に関する問い合わせが一件あり回答した。

●熊谷キャンパス

熊谷キャンパスでは、2023年度、在校生2名に加え、新たに全盲の学生の入学があり、3名の視覚障害学生が在籍することとなった。誘導支援の希望が出されていた学生については、友人による支援で足りないところについて、誘導を行う支援学生の募集を行った。誘導支援の希望がない学生については、一人で学内移動を行うにあたり、事前に場所や経路の確認を行うため下見に同行した。

新学期の支援として、健康診断について保健室と連携し、他の学生の健診が始まる前に視覚障害のある学生が健診を受けられるよう調整し、会場への誘導支援も行った。また、履修登録に関しては、学部と連携し、受講する科目の選定、履修登録や履修変更の手続きに関する支援、履修科目の担当教員へのコンサルテーションを行った。授業開始直後は、学生から要望があり、教室への誘導支援を行うこともあったが、場所を記憶してからは学生だけで移動することができるようになった。

このほか、講義で使用する教科書や参考図書のテキストデータ化に関して大学図書館と連携し、学生が円滑なサービス利用ができるよう支援した。また、すでにデータ化されていたり、授業の担当教員の作成した教科書については、教員や関係部署にデータの提供を依頼した。また、授業内で配布される紙媒体の資料について、読み上げを依頼されることもあり対応した。

試験配慮としては、音声読み上げソフトを使用したPC受験の許可、試験時間1.5倍の延長の対応を行った。視覚障害のある学生の試験問題作成に関しては、前年度視覚障害のある学生から出された意見をもとに、教員向けの問題作成の手引きを改定した。

4) 病弱・虚弱に関する支援

●品川キャンパス

病弱虚弱の学生に関しては、品川キャンパスでは、甲状腺疾患、糖尿病の学生への支援を行った。甲状腺疾患に関しては、教員に説明を行い、体調の変動に関して理解を促した。糖尿病に関しては、就職に関する相談を行った。

●熊谷キャンパス

学期はじめに甲状腺疾患に関連して学生から相談があり、学部教員、学部事務室と情報共有して修学状況を把握していた。その後具体的な修学上のニーズがなかったため、特別な対応は必要とならなかった。

5) 精神・発達障害に関する支援

●品川キャンパス

発達障害または精神障害のある学生については、それぞれの学生のニーズに応じて、学期ごとに本人らの無理のない範囲で履修可能な履修計画の支援、試験時の時間延長や別室受験、提出物の締め切り延長、座席配慮などの調整を行った。また自己管理を苦手とする学生には、通年を通して定期的な来談によりスケジュール管理支援を行った。

●熊谷キャンパス

発達障害のある学生については、所属学部とともに履修計画作成の支援を行った。受講上の配慮としては、板書の撮影許可や録音の許可、授業内の提出物について、授業時間内にまとめられない場合の後日提出、書字の困難さがある場合にはPCで作成しデータで提出するなどの対応が受けられるよう、教育的配慮文書の作成・発行を行い、科目担当の教員とスムーズに相談ができるよう支援した。このような学生たちの背景には、たくさんの情報から必要なものを探するのが苦手、優先順位をつけて計画的にすすめるのが難しい、話を聞きながらノートを取るなどの同時処理が困難などの特性が影響している。

また、発達障害のある学生については、スケジュール管理や情報取得のサポートも必要な場合が多いため、定期的に面談を行い、ポータルサイトを一緒に確認したり、課題の提出期限や提出状況を確認したりするなどの支援を行った。しかし、課題作成上の困難さが語られない学生については、期限の確認はできても、実際には課題に沿ったレポートが作成できていない、文章量が足りないなどによって単位取得につながらないケースがあった。レポート作成等課題遂行に関する支援については、本人の支援要請も必要だが、仮に支援要請があったとしても支援室で対応できないものあり、授業担当教員との連携が必要である。

試験時配慮としては、PC受験の許可、試験時間の延長の対応を行った。科目担当者の判断により、代替レポートによる評価への変更がなされたものもあった。

精神障害のある学生については、ゼミ担当教員、家族、保健室等との連携のもと本人の状況を把握するよう努めた。治療により体調の不安定さがあっても、授業への出席を継続できたケースについては、体調悪化の際には担当教員と連携し、代替課題などでの対応を行った。

(3) 障害理解啓発活動

1) FD 研修会

「障害ある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)を踏まえた授業における障害学生支援」

①研修概要

2023 年度障害学生支援に関する FD 研修は、本学障害学生支援室の現室長である濱畑芳和が担当した。本研修は 2024 年 3 月 19～31 日の間にオンデマンド方式で動画を配信し、各教職員が個別に視聴できる形を取った。品川キャンパスと熊谷キャンパスで参加者の合計は 23 名だった。

文部科学省では 2023 年度に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が開催され、そのでの検討結果が 2024 年 3 月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(以下、第三次まとめ)」として取りまとめられた。本研修は、同検討会の第 10 回で共有されている「第三次まとめ」の中でも、授業における合理的配慮について共有し、それぞれの授業において障害のある学生に対する修学支援を行う際のポイントについて解説することを趣旨とした。その上で、①「修学支援における合理的配慮とは」、②「第三次まとめで提起された課題」、③「授業科目ごとの合理的配慮の提供」が話題として挙げられた。

①では修学支援における合理的配慮に関連する用語の定義を紹介し、合理的配慮とそれを提供する上で建設的対話の重要性が説かれた。まず、合理的配慮を提供する際のポイントとして、他の学生との公平性や画一的な対応を避けるために個別に配慮内容を検討することが強調された。建設的対話を行うには、障害学生本人や大学が一方的に意見や要望を述べるのではなく、対話を通じて相互理解に努めることが挙げられた。また、学生本人の意思を尊重しつつも、必ずしも自らのニーズを正確に把握・説明できるとは限らず、対話を通じた自己理解も重視する点を解説した。

②では提起された課題について、その項目と概略が紹介された。紹介する中で本学において既に取り組んでいるもの、本学においても取り組みが遅れているものがある旨が説明された。特に、合理的配慮の内容決定の長期化などの「合理的配慮の提供における諸課題に関すること」は、③「授業科目ごとの合理的配慮の提供」と関連して、常々本学でも課題になっている点が取り上げられた。また、「大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携に関すること」は、今後障害学生支援室の強化を図りながら取り組むことも検討していると説明された。さらに、「障害のある学生の就職等の支援に関すること」では、本学のキャリアサポートセンターと障害学生支援室が共同で行っていることが挙げられた。

③では大学レベル、課程レベル、科目レベルでの合理的配慮の提供について取り上げ、それらの中でも科目レベルでの対応や配慮を行う際の注意点に重点が置かれた。定められた個々の授業の到達目標や評価基準を変えない範囲で、授業の実施方法や成績評価方法を柔軟に変更・調整するこ

とが担当教員に求められると説明があった。こうした点から、例えば、障害のある学生を対象に、障害があることののみを理由として加点するようなことは、配慮としては不適切に該当することが強調された。また、科目レベルでの調整・変更は担当教員以外で判断・決定できるものではなく、どのような対応をするかの最終的な判断は担当教員に委ねられると注意もされた。そのため、改めて建設的対話の必要性が挙げられた。

合理的配慮を提供する上での障害学生支援室の役割にも触れられた。配慮の具体的な内容については各教員の判断になるものの、障害学生支援室では適切な配慮に関する相談・助言を行っていると説明された。加えて、診断書など根拠資料を持っていない学生から相談を受けた際、必要に応じてその学生の状態を記載した情報提供書を発行する役割も挙げられた。さらに、定期試験時の配慮についても、本人の申し出に基づき障害学生支援室から関係部署へ連絡・調整を行っていると言及された。

②研修のアンケート結果

本研修のアンケートを集計したところ、研修会の役立ち度について「⑤直ぐに役に立つ」と「④今後、役に立つ」の合計が20名と、今後の障害学生支援する際の一助となる可能性が示された。また、研修会の理解度について「⑤とても理解しやすかった」と「④理解しやすかった」の合計が21名となっており、実際に多種多様な学生に接している教職員にとって、イメージもしやすい内容だったと考えられた。一方で、自由記述では本大学での具体的な取り組みの他、事例の紹介を要望する意見もあった。大まかな方針や考えは理解できたとしても、どう対応すれば良いのか対応に苦慮している様子が見えがえた。確かに、配慮の最終的な判断は担当教員に委ねられるものの、適切な配慮を決める過程で教職員と密な連携を図っていく必要を改めて認識した。同時に、こうした研修をより充実させていくことも課題である(表5、6)。

表5 研修の役立ち度に関する回答結果

(単位:人)

⑤直ぐに役に立つ	④今後、役に立つ	③どちらとも言えない	②直ぐには役に立たない	①全く役に立たない
6	14	3	0	0

表6 研修会の理解度に関する回答結果

(単位:人)

⑤とても理解しやすかった	④理解しやすかった	③どちらとも言えない	②やや理解しにくかった	①理解しにくかった
5	16	2	0	0

【資料】

障害学生支援協議会主催

令和5年度 障害学生支援FD
「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告
(第三次まとめ)」を踏まえた
授業における障害学生支援

令和6年3月
立正大学障害学生支援室
室長 濱畑芳和

本研修の趣旨

文部科学省では令和5年5月から10回にわたり「障害のある学生の修学支援に関する検討会(令和5年度)」が開催されました。この検討会は、令和6年4月に障害者差別解消法の改正に伴い民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえて開催されたもので、ここでの検討結果については「第三次まとめ」として令和6年3月中にとりまとめられる予定です。

本研修では、同検討会の第10回検討会(令和6年1月22日開催)で共有された「第三次まとめ」の修正案でも触れられております。授業における合理的配慮の提供の部分について共有し、各教員がそれぞれの授業科目において障害のある学生に対する修学支援を行う際のポイントについて解説します。

本研修の内容

1 修学支援における合理的配慮とは

2 「第三次まとめ」で提起された課題

3 授業科目ごとの合理的配慮の提供

*アンケートのお願い

1 修学支援における合理的配慮とは

○障害学生
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

*「障害の社会モデル」
障害者基本法及び障害者差別解消法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義し、社会的障壁については「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」としている。

また、障害者差別解消法に基づき閣議決定された基本方針では、同法に定義する障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、「障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする。いわゆる『社会モデル』の考え方を踏まえており、したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。」とされている。

1 修学支援における合理的配慮とは

○「合理的配慮」
障害者権利条約及び障害のある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめの定義に基づく。
(障害者権利条約 第2条)
「合理的配慮」とは、障害者が「他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

《ポイント》

1. 障害のある人と他の人との間の実質的平等を図る
2. 合理的配慮は、障害のある人が権利行使をできるようにするための、必要かつ適当な変更・調整

1 修学支援における合理的配慮とは

(障害のある学生の修学支援に関する検討会 第一次まとめ)

大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

《ポイント》

1. 大学における修学支援は、「大学レベル」(全学)「課程レベル」(学部・学科)「科目レベル」(担当教員)それぞれに行われるべきもの
2. 障害のある学生と他の学生との間での実質的平等を図る
⇒他の学生との平等性にも気を配る必要がある
3. 障害のある学生ごとに、個別に配慮内容の必要性を検討し対応する
⇒画一的な対応は行っていない、「建設的対話」が必要

1 修学支援における合理的配慮とは

○「建設的対話」

障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いのこと。

合理的配慮は、障害のある学生本人の意向を尊重しつつ、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害のある学生にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を当該学生と大学等が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。

《ポイント》

障害のある学生本人が支援を受ける意思があることが必要

ただし、本人が必ずしも自らのニーズを正確に把握し、説明できるとは限らない。建設的対話を通じて自己理解を促すことも、障害学生支援では重視している

1 修学支援における合理的配慮とは

○合理的配慮の提供のプロセス

合理的配慮は基本的には個々の障害のある学生から意思が表明された後に建設的対話を経て大学等が提供する過程をとる

《ポイント》

1. 障害学生支援は障害のある学生本人の申出を起点に開始することが基本
建設的対話を怠り、本人の意向を十分に尊重せずにルールに例外を設けるなどといった一方的な対応は、それ自身が「不当な差別的取扱い」にあたるおそれがある
2. 建設的対話は障害学生支援室だけでなく、障害学生支援室(大学レベル)と学部・学科(課程レベル)や担当教員(科目レベル)が相互に連携・協働して、当該学生に対する対応を行う必要がある

2 「第三次まとめ」で提起された課題

障害のある学生の修学支援に関する検討会(令和5年度)が開催され、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」がとりまとめられました。

7. 障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対応の取組

(1) 学内の体制整備や合理的配慮の提供

- 支援体制の構築と学内での浸透に関すること
- 3つのポリシーやシラバスに関すること
- 学内の学生支援部署の連携に関すること
- 合理的配慮の提供における諸課題に関すること

合理的配慮の内容決定の長期化、合理的配慮に係る対応の固定化、大学等が提供する合理的配慮と本人の意向との齟齬 など

- 合理的配慮とテクノロジーの活用に関すること
- 学内における支援人材の配置・育成に関すること
- 障害のある学生の災害時対策に関すること

2 「第三次まとめ」で提起された課題

(2) 紛争の防止・解決に関すること

- 紛争の防止・解決のスキームに関すること
- 入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決に関すること

(3) 大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携に関すること

- 自治体や地域の支援機関等との連携
- 地域の障害学生支援ネットワークや、大学等のサポートを行う企業や民間団体の活用

(4) 障害のある学生の就職等の支援に関すること

3 授業科目ごとの合理的配慮の提供

大学レベル

・支援体制の整備(障害学生支援室の運営、コーディネーターの配置、学生ボランティアの募集・養成・配置、バリアフリー化・支援機器の整備 など)
・学部・学科や事務局間の連絡・調整 など

課程レベル

・定期試験時の配慮(別室受験の許可、時間延長 など)
・開講教室の調整 など

科目レベル

・授業の本質に変更を加えない範囲での授業の実施方法や成績評価方法の変更・調整(配付資料の事前提供、補助具の使用許可、教室内での修学環境の調整、課題提出方法の調整、課題提出期限の延長 など)

3 授業科目ごとの合理的配慮の提供

科目レベルで到達目標が定められ、これを達成するため、授業の実施方法や評価基準を定め、シラバスに記載される

障害のある学生に対する合理的配慮の提供を行うため、授業の本質(到達目標や評価基準等)を変えない範囲において、授業の実施方法や成績評価方法を柔軟に変更・調整することが、担当教員には求められる

《具体的な変更・調整方法》

- ・配布資料の事前提供・テキストデータでの提供
 - ・補助具の使用許可(パソコンや拡大鏡、サングラスの着用等)
 - ・教室内での修学環境の調整(着席位置の指定、一時退室の許可等)
 - ・成績評価方法の変更(定期試験の時間延長やパソコン使用許可、別室受験や自宅受験の許可、定期試験からレポート課題への代替、課題提出期限の延長等)
- など

2. 障害学生支援活動報告 (3) 障害理解啓発活動



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

3 授業科目ごとの合理的配慮の提供

《留意点》
授業の本質（到達目標や評価基準等）の変更を伴うような「配慮」は不適切であるので、このような変更・調整は行わない

たとえば
・障害のある学生を対象に、障害があることを理由として加点する（提出期限を延長しても）レポートが提出されなかったのに、提出されたものとして評価する
・評価基準として出席を重視している授業において、無条件に出席を免除する、あるいは学生が一度も出席していないのに出席したものとみなす
など



13 Copyright ©2018Risho University. All Rights Reserved.



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

3 授業科目ごとの合理的配慮の提供

《情報提供書について》
授業における配慮については、障害のある学生への配慮が必要であり、当該学生の障害の状況等についての共有が必要であると認められる場合、障害学生支援室から（学部・学科から）各教員へ情報提供書を発行する場合があります。
情報提供書には当該学生の状態（障害や疾病の症状、困り感など）について記載しています。学生から配慮要請がありましたら、学生とご相談の上（建設的対話）、授業の本質を変更しない、実施可能な範囲での必要な配慮をお願いします。
なお、情報提供書の発行に際しては、障害学生支援室と障害のある学生との建設的対話を行う必要があること、根拠資料（障害者手帳や診断書等）の取得および提出を求める場合があることから、発行にかなりの日数を要することがあります。
また、必要な合理的配慮が授業の本質に変更を加えないような単純なもの（着席位置の指定など）である場合は口頭またはメール等にて説明するなどしており、すべての障害のある学生に対して情報提供書を作成・発行してはおりませんことをご承知おください。

14 Copyright ©2018Risho University. All Rights Reserved.



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

3 授業科目ごとの合理的配慮の提供

《診断書・情報提供書の取扱いについて》
授業時に学生から配慮要請を受けたとき、次のような対応が求められます。
(1) 診断書や情報提供書を持参しているとき
診断書や情報提供書の内容を確認し、学生との建設的対話を経て、授業の本質を変更しない、実施可能な範囲での必要な配慮を行うことが必要となります。
(2) 診断書や情報提供書を持参していないとき
配慮要請をした当該学生に対し、障害学生支援室での相談を踏まえた要請であるか、確認をお願いします。
なお、障害学生支援室からの情報提供書がなくても、学生から求められた配慮内容が、当該学生の有する障害を理由としたものであると認められるときは、担当教員の権限において、学生との建設的対話を経て、授業の本質を変更しない、実施可能な範囲での必要な配慮を行っています。いたしません。

15 Copyright ©2018Risho University. All Rights Reserved.



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

3 授業科目ごとの合理的配慮の提供

《授業内容の変更・調整について》
授業内容の変更・調整に関しては、個々の授業（科目レベル）ごとに授業実施方法、到達目標や評価基準が異なることから、障害学生支援室（大学レベル）や学部・学科（課程レベル）で判断・決定できるものではありません。具体的にどのような配慮をすべきかについては、学生との建設的対話を経て、授業の本質を変更しない、実施可能な範囲での必要な配慮を、担当教員の権限と責任においてお考えいただくことが必要です。障害学生支援室では学生に対する適切な配慮についての相談・助言は行いますが、どのような変更・調整を行うかの最終的な判断は担当教員に委ねられます。
なお、定期試験配慮（時間延長やパソコン使用許可、別室受験等）に関しては、他の学生との公平性を考慮し、配慮の必要性の判断を要すること、実施にあたって準備を要することから、本人の申出に基づき障害学生支援室、学事課との事前調整を要します。定期試験時の配慮が必要な学生には障害学生支援室から連絡し、手続を行うように伝えていきます。

16 Copyright ©2018Risho University. All Rights Reserved.



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

障害学生支援室について

品川キャンパス 8号館1階
熊谷キャンパス ゲートプラザ1階
平日10時～17時まで開室（長期休暇中は変則）
判断に迷うときや対応に困られたときは、障害学生支援室にご相談ください。

《参考資料》
『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』（日本学生支援機構、2018年）
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html



17 Copyright ©2018Risho University. All Rights Reserved.



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

* アンケートのお願い

本研修に関するアンケートにつきまして、下記formsより回答をお願いします。

<https://forms.office.com/r/nUUmGw68Ar>

回答期限 令和6年3月31日（日）まで



18 Copyright ©2018Risho University. All Rights Reserved.

2) ガイダンス

新入生対象に4月の学生生活ガイダンスにおいて、下記の資料によりオンラインで障害学生支援室の紹介を行った。

【資料】

障害学生支援室とは①

- ・支援ニーズ(困りごと)とサポート(具体的支援)をつなぐ窓口です。
- ・修学上の困り感について、コーディネーターに相談することができます。
- ・本人からの支援の意思表示を確認します。
- ・合理的配慮に基づく支援を、関係者と連携して行います。



障害学生とは

心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

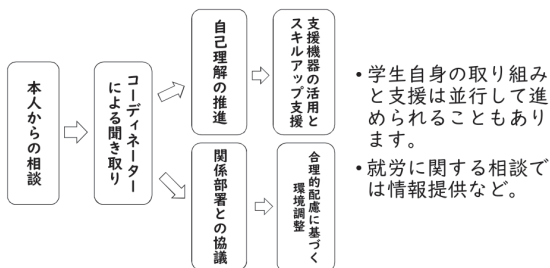
支援＝学生自身の自立と周囲の成長につながる

障害学生が困難や必要な支援を自身で説明して、支援を受ける障害学生は、援助を受ければ自分でできることを増やす共生社会を生きることを実際に学ぶことができる

「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」(ウェブページ版へのリンク集)より一部引用

障害学生支援の道筋

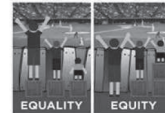
※修学場面の主なイメージ



障害学生支援室とは②

平成28年4月1日施行された「障害者差別解消法」により、障害を理由とする差別は禁止されています。

障害学生支援室では、障害のある学生も、障害のない学生も、ともに学習できる環境の実現をめざしています。



障害学生支援室とは③

品川キャンパス
8号館1階
月曜日～木曜日
10:00-17:00

熊谷キャンパス
1号館1階
月曜日～金曜日
10:00-17:00

臨床心理士、社会福祉士、特別支援教育士、公認心理師など、様々な資格を持ったコーディネーターが修学の相談に応じます。

詳しくは障害学生支援室のホームページをご覧ください。

http://www.ris.ac.jp/campus_life/health/support_room/

check



3) 初年次教育

2023 年度は仏教学部、社会福祉学部より依頼を受けて、コーディネーターが講演を行った。学部により内容に若干の差はあるが、障害のとらえ方のほか、様々な障害種別による修学上の困難さ、障害者差別解消法と合理的配慮について説明した。以下、仏教学部の学修の基礎 I で使用した資料を掲載する。

日付	科目名	学部・学科	人数	対応者
2023/6/14	学修の基礎 I	仏教学部	63 名	高木、君塚
2023/6/23	学修の基礎 I	社会福祉学部 社会福祉学科	118 名	森下、佐々木

【資料】

学修の基礎 I

共に生きる
障害のある人もない人も

コーディネーター 高木伸子
障害学生支援室室長 濱畑芳和
2023/6/14



自己紹介
私は 立正大学の障害学生支援室の
コーディネーターです。

障害学生支援室の場所

品川キャンパス
8号館1階

熊谷キャンパス
1号館1階

公認心理士、臨床心理士、社会福祉士、特別支援教育士など、様々な資格を持ったコーディネーターが相談に応じます。



まず
共生社会のイメージとは？

- いろいろな属性の人と一緒に生きること、ともいえる。
- いろいろな属性？
- 性別、年齢、民族、宗教、言語、e t c...



共生社会で大切なことは？

- いろいろな人がいて当然
- 違いを認め合うことが大事
- でも相手を知らないで誤解することもある
- お互いを「知る」ことが大切
- 障害のある人もない人も
自分らしく生きていくために
どうしたらいいか 考えてみよう



障害者のイメージを問う① 障害者とは、みな頑張っている人？

例えば

日本人がノーベル物理学賞を受賞して
日本人はみんな物理が得意でしょう、といわれたら？
そういう人もいますが、全員ではないと伝えるはず
です。

※ 障害ある人も、障害者だからみな同じと考えるのは
適切ではありません。



Rissho university

障害者のイメージを問う② どんな人に育ってほしい？

• 北欧の障害者施設を見学する研修で、
障害児の母親に「将来どんな人に育ってほしいか」
質問したことがあります。

• どんな答えが返ってきたでしょう？
• ちょっと想像してみましょう。答えは考えるだけでOKです。



Rissho university

「どんな人に育ってほしい？」に 「YES、NOのはっきり言える人になってほしい」

という答えでした。ひとりの意見です。
あなたの想像した答えと同じでしたか？違いましたか？

• これは障害者関係の話ですが、
答えがあっていたかが大事なのではなく、
これから大学で学ぶ上でも大事なのは
「どうしてそう思っているのか」
「自分と違うのは（同じなのは）なぜか」
を考えて、説明していくことです。



Rissho university

障害のある人の歴史を振り返ると

障害ある人（障害者）は人類が始まってからずっといたはず
仏教に関する有名な人物の例



鑑真和上（かんじんわじょう）

688年・生～763年・没

• 唐の高僧。日本の要請に応じて
唐から渡航に挑戦すること5回、
その苦勞で失明。6回目で来日。
• 日本で10年過ごし、その間に仏教
の戒律、教えを伝えた。

写真・文 唐招提寺HPより引用



Rissho university

有名でなくても 障害ある人は昔から知られていた？



日本では、中世、
盲目の琵琶法師が各地で人々に
「平家物語」を歌にのせて語って広めた。

障害があっても社会に参加してはいた。
しかし、生活の範囲も職業も限定されて
障害者への差別もあった。



Rissho university

差別について考える 教育の場面で

日本で学校（義務教育）に行くことができなかった障害児たち
通常の学校に行くか、特別支援学校に行くかという話ではなく
教育の機会そのものが与えられなかった障害児について



Rissho university

日本の学校制度における義務教育

- 日本で子どもがみんな小学校（義務教育）に行くようになった
明治5年学制公布されて以降
- 当時、学校制度の体系として小学、中学、大学の三段階
- 子どもを就学させることは父兄の責任であって、
必ずこれを果たさなければならない
(引用「学制百年史」文部科学省)



Rissho university

障害児はなぜ学校に行けなかったか？

- 体が不自由で行く方法がなかった → 確かに不便な時代だった
- 障害児教育ができる学校が少なかった → それもあるが
- それ以上に根本的な問題は
→ 障害が重度あるいは重複する子どもは、
学校教育の対象外と考えられ、
就学猶予・免除（学校にいかなくていい、来させなくていい）
の対象となっていた



Rissho university

2. 障害学生支援活動報告 (3) 障害理解啓発活動

障害児が全員学校にいけるようになったのは？
(障害児の全員就学はいつから)

- ①明治13年教育令改革のとき
- ②昭和22年教育基本法制定のとき
- ③昭和48年学校教育法一部改正のとき



Rissho university

障害児が全員学校にいけるようになったのは？
(障害児の全員就学)

正解は③

ちなみに昭和39年に東京でオリンピック開催

その後、約10年でやっと障害児が全員就学になった



Rissho university

日本の障害児全員就学の開始



- 昭和48(1973)年11月
「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」公布
- 昭和54(1979)年4月から養護学校教育が義務教育
- 昭和48年10月東京都教育委員会が全国に先駆けて
「昭和49年より(障害児の)全員就学を実施する。」
と宣言、実施



Rissho university

背景となる 世界の潮流としての 人権保障の宣言

「国際人権章典」と呼ばれるのは

「世界人権宣言」(1948年 国連で採択)と、

「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」と

「市民的および政治的権利に関する国際規約」の両規約



Rissho university

世界人権宣言から障害差別撤廃条約へ

長瀬 修 『季刊福祉労働』73より抜粋

国際人権章典(世界人権宣言含む)

それに続いて個別的な人権文書が続々と作成されていく。

1971年の知的障害者の権利宣言、
1975年の障害者の権利宣言、
1981年から始まる国際障害者年(10年間)
1987年の国連障害者年の中間に専門家会議により、
障害差別撤廃条約提案



Rissho university

障害ある人のことだけでなく、それまで 保障されていなかった人権にも

長瀬 修 『季刊福祉労働』73より抜粋

「世界人権宣言から障害差別撤廃条約へ」の流れは
現在の国際的な障害政策の最重要文書(1993年末に採択)
「障害者の機会均等化に関する基準規則」にいたる

障害者だけでなく、日本でもよく知られている、
女性差別撤廃条約(79年採択)、
子どもの権利条約(89年採択)などにも及ぶ



Rissho university

障害者権利条約とは

長瀬 修 『季刊福祉労働』73より抜粋

2006年12月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、
いわゆる「障害者権利条約」(略称)が採択される

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、

障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、

障害者の権利の実現のための措置等を規定した、

障害者に関する初めての国際条約



Rissho university

日本ではいつから？

長瀬 修 『季刊福祉労働』73より抜粋

日本も「障害者の権利に関する条約」批准
(平成26年(2014年)1月)

市民的・政治的権利、
教育・保健・労働・雇用の権利、
社会保障、
余暇活動へのアクセスなど、
様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

(「平成26年版障害者白書(全体版)」 内閣府 より引用)



Rissho university

障害ある人の人権が守られるということの意義

- 一部の人だけの人の話でなく
それによってより多くの人権に目が向けられるための指標にもなる
- 多くの人が意識をして、具体的な形にすることが大切
- 改善すべきことは多くあるが、
「まだ改善すべきことがある」ことを意識するところから
進歩は始まる



Risho university

この子らを世の光に

「を」と「に」が逆になれば、この子どもたちは哀れみを求めるかわいそうな子どもになってしまいます。しかし、この子らは、みずみずしい生命にあふれ、むしろ回りの私たちに、そして世の人々に、自分の生命のみずみずしさを気づかせてくれるすばらしい人格そのものであります。

この子らこそ「世の光」であり、「世の光」たらしめるべく、私たちは努力しなければなりません。

—日本の障害児教育に貢献した糸賀一雄の最後の言葉—
(元滋賀県HP 近江学園 より引用)



この数字は？

40,744人

令和3年5月1日、日本の大学に在籍する障害学生の人数

日本に在籍している学生数(3,233,301人)に
占める障害学生の在籍率は **1.26%**

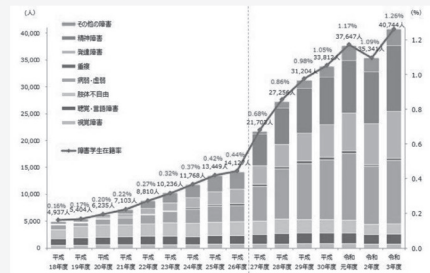
日本学生支援機構(2021)令和3年度調査より

2009年には
7,103人
0.22%
以前に比べ
年ごとに増加し
ていたが、
2019年度のみ
33,683人
1.11%より
減少

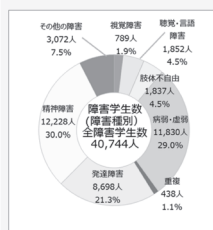


Risho university

障害学生の割合



障害種別の障害学生数(2021年度)



障害種別で見る障害学生数は、多い順に

「精神障害」12,228人で、全体の30%。

次が「病弱・虚弱」11,830人で、全体の29%。

次が「発達障害」8,698人で、全体の21.3%。

独立行政法人 日本学生支援機構(JASSO)調査



Risho university

障害をどう考えるか

従来の障害のとらえ方は、
障害は病気や外傷等から生じる個人の
問題であり、医療を必要とするものであるという、
いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したもの

出典：外務省、障害者権利条約パンフレット、障害者の権利に関する条約(略称：障害者権利条約)
(Convention on the Rights of Persons with Disabilities), 2015.3.20.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html (参照 2015-06-03)
『障害者権利条約パンフレット』の「『障害者の権利に関する条約』の締結(わかりやすい版)
(p.2)」



Risho university

障害者権利条約における障害のとらえ方

障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた、
障害者の社会への統合の問題であるという、
いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。

出典：外務省、『障害者権利条約パンフレット』の「『障害者の権利に関する条約』
の締結(わかりやすい版)(p.2)」



Risho university

社会モデルとは？

これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい
場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、
エレベーターがない、といった建物の状況に
原因(社会的障壁)があるという考え方です。

出典：外務省、『障害者権利条約パンフレット』の「『障害者の権利に関する条約』
の締結(わかりやすい版)(p.2)」



Risho university

2. 障害学生支援活動報告 (3) 障害理解啓発活動

医療モデル vs 社会モデル
(昔) (今)

Her impairment is the problem! They should cure her or give her prosthetics.
The medical model of disability

WAY IN
Everyone welcome!

The stairs are the problem! They should build a ramp.
The social model of disability

Image by UAA: <http://www.uaa.alaska.edu/accessibility/typic/architecton.cfm>

Rissho university

EQUALITY EQUITY

Rissho university

障害者差別解消法 平成28年4月1日～

不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

Rissho university

差別解消と合理的配慮について

BE INCLUSIVE
Disability Support Network

平成28年4月1日より施行された「障害者差別解消法」により、障害を理由とする差別が禁止された。

↓

障害のある学生も、障害のない学生も、ともに学習できる体制づくりをめざす。

Rissho university

具体的にはどんな困難があるのだろうか

ハンディキャップ(困っていること)の内容とその支援を理解しやすくするために医療モデル(日本で分類)で考える

Rissho university

主な障害の種類

- ・肢体不自由
- ・視覚障害
- ・聴覚障害
- ・病弱・虚弱
- ・精神障害
- ・発達障害

Rissho university

肢体不自由とはどんなこと?

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は一人一人異なる。学習上や生活上で、どのような困難があるのか、補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった点から支援や配慮を行うことが必要である。(文部科学省、2013)。

Rissho university

学生に聞いたところ…
肢体不自由の学生が困っていること①

- ・品川9号館から11号館までの移動は段差も多くて大変
- ・品川9号館は地下1階と1階はエレベーターが使えるが、1階と2階の間は使えない
- ・熊谷は駅から大学までのバス移動が不便

Rissho university

学生に聞いたところ… 肢体不自由の学生が困っていること②

- エレベータが込み合っていると移動に余計に時間がかかる
- ドアが重いと開けるのが難しい
- 雨の日は床が滑りやすい
- (移動に時間がかかり) 授業に遅れてしまうことがあるので、少し気が引ける
- 出口に近い席に座れると助かる(=出入りが大変)



Rissho university

視覚障害とはどんなこと?①

視力や視野に障害があり、生活に支障を来している状態



盲(全盲)

- 視覚的な情報を全くまたは、ほとんど得られない状態。
- 移動には白杖、または盲導犬を利用する人が多い。
- 主に、点字(6点で表す)を使用している。



Rissho university

視覚障害②



弱視(ロービジョン)

- 両眼の矯正視力が0.3未満、または、視機能障害があり制約はあるものの視覚によって行動できる。
- 見え方は、個人によって様々
 - ・ある部分が欠けて見えない(視野狭窄)
 - ・眩しくてよく見えない(羞明)
 - ・暗いと見えない(夜盲症) など



Rissho university

視野狭窄の見え方って?



ロービジョンあるある



- 初めて行くところ(建物、店など)は入り口がまず探せない
 - 同じようなコントラストの階段の段差が見えていない、(高木注:わからなくて怖いから)すり足で歩く
 - 慣れていない場所では信号機の位置を見つけられない
 - 信号を守らない人につられてわたってしまい、(途中で)赤だと初めて気づく
 - 普通に見えている人には何でもないことでも大事故につながりかねない
- 以上の引用 (ロービジョンまんが『Yodoシアター』 No.4 2016/08/19)



Rissho university

視覚障害者のための支援機器



弱視(ロービジョン)

- 主に、拡大した文字を使用
- 補助具として
 - ルーペ(虫めがねのよう)
 - 単眼鏡(望遠鏡のよう)
 - 拡大読書器 などを使用



拡大読書器

- 全盲でなくても白杖を使うことがある



Rissho university

※学生に聞いたところ… 弱視の学生が困っていること①



大きい物全体把握が困難
(目の前のビル、広い講義室の配置)

境界がはっきりしない
(壁とドアの境、階段がはっきり見えなくてよく踏み外す、開いているドアにぶつかる)



Rissho university

※学生に聞いたところ… 弱視の学生が困っていること②

小さい文字・細かい部分がよく見えない
(教科書や資料の文字や図、複雑な漢字の判別など)
⇒ルーペ等で拡大しても一度に数文字しか見えないので、時間がかかる

動いているものを見るのが困難
(球技中のボール、自転車等の動き、大勢の人の動きの判別など)



Rissho university

2. 障害学生支援活動報告 (3) 障害理解啓発活動

聴覚障害① 聴覚障害とは

「音」の情報を得るための経路に何らかの障害があり、周囲の音が聞こえなくなったり聞こえづらくなった状態

・聾（ろう）

両耳の聴力損失が大きく、補聴器等を使用しても、話声を理解することが不可能、または著しく困難

・難聴

補聴器等の使用により、通常の話声を理解することが可能



Rissho university

聴覚障害② 聴覚障害のいろいろ

伝音性難聴

音の振動の伝わり方の障害

⇒音を聞き取りにくい、大きな音なら聞える

⇒補助具を使用すれば、はっきり聞える



Rissho university



聴覚障害③

伝音性難聴のイメージ

聞え方のイメージ

・健康な耳の場合

おはよう → おはよう → おはよう

・伝音性難聴の場合

おはよう → おはよう → おはよう

(補助具使用など) *音を大きくすることで、はっきり聞えやすくなる



Rissho university



聴覚障害④ 聴覚障害のいろいろ

感音性難聴

音を伝える神経などの障害

⇒話し声(音)は聞えても、内容がわからない

⇒音が響いて聞える・ゆがんで聞える

⇒高い音/低い音が聞き取れない

⇒補助具の使用で、音の大きさは大きくなるが、はっきりとはしない。



Rissho university



聴覚障害⑤

感音性難聴のイメージ

聞え方のイメージ

おはよう → おはよう → おはよう

*音を大きくしても、聞き取りにくく煩わしく感じる



Rissho university



聴覚障害⑥ 聴覚障害の程度と生活上の困難

聴覚の程度	音の大きさ	大学生生活上の困難	求められる支援	聴覚障害の程度
0dB	0dB		聴覚を 活用した支援	軽度
10dB	10dB		聴覚補助システム の利用 (FM補助システム等)	軽度
20dB	20dB			軽度
30dB	30dB	国や県や市町村の 福祉課		軽度
40dB	40dB			軽度
50dB	50dB	自治体の福祉課や 福祉センター		中等度
60dB	60dB			中等度
70dB	70dB			中等度
80dB	80dB	授業全般で不便を感じる ことが多く	手話通訳等	重度
90dB	90dB			重度
100dB	100dB	通常の授業では難しい困難	手話通訳等 活用した支援	重度

(※世界保健機構 (WHO) による区分に基づき身体障害者手帳の区分を元に作成)
([dB] (デシベル) = 音の大きさを表す単位)

Rissho university



学生に聞いてみました 聴覚障害学生の困りごと①

※音声情報が得られない人が多い

授業で先生の話聞き取れない

字幕のない映像教材の内容がわからない

⇒ノートテイクを活用しても、

同時にいろいろなものを見なくてはならない

大学内の放送や、電車内のアナウンスが聞こえない

※(補聴器などで) 音声情報を頼りにする人もいて

文字情報なく手話しか使われないと全くわからない

聞こえると思われて話され、聞き取れないこともあって困る



Rissho university

学生に聞いてみました 聴覚障害学生の困りごと②

コミュニケーションが難しい

健聴の学生と気軽に話ができないことがある

後ろや横から呼びかけられても気づかず、無視していると思われる

口話ができると(口元を見て理解すること) 文字情報などが

なくても、全部理解できると勘違いされる

同時に複数の人が話していると、内容がわからない

ディスカッションのとき、情報を得るのに時間差があり、

発言に参加できない、発言を遠慮してしまう



Rissho university



見えない vs 見える

Risho university

ヘルプマーク

病弱・虚弱

慢性的な疾病や先天的・後天的原因によって体の機能に異常があるために、日常生活に規制を必要とする状態

外見からは分かりにくいことが多い
例をあげると、てんかん、糖尿病、気管支喘息、慢性腎疾患、がん、心臓病、など多様



Risho university

病弱・虚弱の学生が困っていること

- ・通院のために授業を欠席しなければならない
- ・休み時間は静かに休憩する必要も
- ・階段の上り下りが大変
- ・食事の制限や飲酒が出来ない場合も
- ・授業中でも糖分摂取が必要などときがある
- ・体調の変動が激しく、いつ発作が起こるか分からない
- ・急な症状の悪化が生命の危機に繋がることもある
- ・身体的な病状のために、精神的にも不安定になる



若いのに何で座ってるのかしら?

Risho university

精神障害

・精神機能の基盤となる心理学的、生物学的、または発達過程の機能不全などから、考えや感情をコントロールすることに困難を感じ、社会的・職業的・または他の活動において苦痛を感じたり機能が低下したりする状態

・症状が変化していく可能性がある

・見た目には分かりづらい

・不安、うつ、摂食障害、統合失調症、など



not every disability is visible

Risho university

精神障害を持つ学生が困っていること

- ・薬の副作用で朝どうしても起きられない
- ・気分の浮き沈みが大きく、調子の良いときしか学校に来られない
- ・教室に入るのが怖い・電車に乗るのが怖い
- ・季節や時間帯で気分が上がったり下がったりするのが激しい
- ・誰かに見られている気がする
- ・いない人の声がきこえる
- ・突発的に何かしてしまうのではないかと誤解されやすい
- ・怠けている、つきあいづらいと思われたりする など



not every disability is visible

Risho university

発達障害

ASD ↑
ADHD ↑
LD ↑

- ・原因不明の脳機能障害や中枢神経系の障害のため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、注意などの能力に偏りがあるために、日常生活に困難がある
- ・たとえば、自閉症スペクトラム障害 (ASD)、注意欠陥・多動性障害 (ADHD・ADD)、限局性学習障害 (LD) など

Risho university

学生に聞いてみました
発達障害の学生が困っていること①

ASD ↑
ADHD ↑
LD ↑

- ・いろんな情報を一度に処理するのが苦手 (話を聞いて、画面を見て、さらに同時にノートを取るのとは不可能)
- ・授業で、誰がいつ、どんな話をするか、全然見当つかない状況で不特定多数の人と議論するのはとても苦手
- ・字を書くことが苦手
- ・課題提出や友達との約束をよく忘れる

Risho university

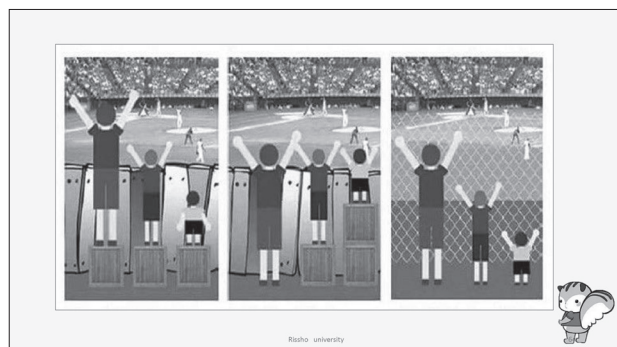
学生に聞いてみました
発達障害の学生が困っていること②

ASD ↑
ADHD ↑
LD ↑

- ・空気が読めない、自分勝手とよく言われるので、それで遠慮していると、「自信をもて」「自分の意見を言え」と叱られる
- ・障害名は同じでも人によって困っていることや得意なことがまったく違う、それを理解してもらうのが難しい

Risho university

2. 障害学生支援活動報告 (3) 障害理解啓発活動



障害のある人への 対応の基本と考え方①



- 障害者は「障害」である人ではなく、障害のある「人」
- 配慮は必要でも、それ以上に一人の人格として対応を
- 日常生活や大学生活で生じる、
- 障害を理由とする困難さを理解して、それを軽減して
対等な立場で、お互いに学び合えるようにすること

障害のある人への 対応の基本と考え方②



- 大切なのはコミュニケーション
- 本人の意思を確認しないままの「思いやり」でなく、
- 当事者との意思疎通が大切
- 「何に困っているか」「どうしてほしいか」尋ねることは悪いことではない
- 障害があってもなくても「自分の意思を伝える」ことが必要
- 初めてでわからない、知らなくてできない、など実際の場面では
(支援しようとしても)「うまくできない」こともある
- 試行錯誤もしながら、よりよい関係ができあがっていく

具体的には



- 支援に関する情報を利用する、情報を更新する
- (このスライドは見やすいように地色を着色・UDフォント使用)
- 困りごとは人によって違うから、周囲に伝わるようにきちんと発信する
(まずは話せる人から話しておこう)
- 当事者も支援者も、困ったらその都度、質問する、相談する

ノートテイク・パソコンテイク講習会

品川キャンパスで
開催するとき
改めてお知らせします

- 立正大学では、学生によるパソコン・ノートテイクで
情報保障を行っています。

ノートテイクをすると

- ⇒他学部知り合いができる。
- ⇒他学部学科の授業に参加できる。
- ⇒コミュニケーション方法が増える。
- ⇒授業の合間にアルバイトができる。
- ⇒PCのタイピングスキルがアップする
- ⇒障害者支援への理解が深まる。
- ⇒人の役に立てる。



障害学生支援室のホームページ



http://www.ris.ac.jp/campus_life/health/support_room/

合理的配慮の不提供に関する相談は
学生生活課でも受け付けています。



4) 実習指導

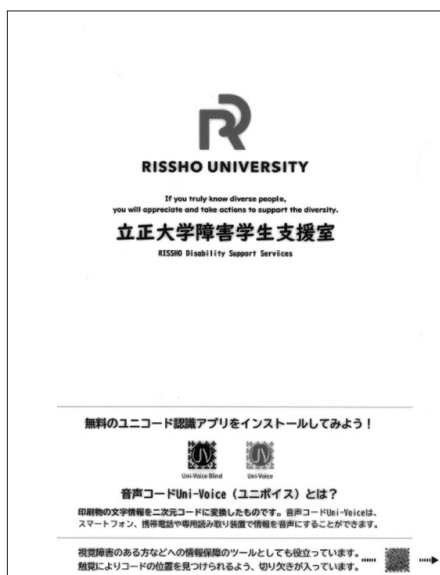
心理学部、心理学研究科からの依頼に基づき、以下の授業にて、障害理解に関する講演および質疑応答を行った。

講義名称	実習生	実習日	実習内容
心理実習	立正大学心理学部 4 年生 34 名	2023/5/31	講義および事例検討を通して、障害学生支援の実際を学ぶ。
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅱ)	立正大学大学院心理学 研究科心理学専攻 7 名	2023/6/14	事前にオンデマンド等の資料を提供し、当日質疑・応答に対応した。また支援グッズや支援機器の体験をした。

5) 啓発グッズ

障害学生支援室について知ってもらうことと同時に、障害に対する理解促進のため、グッズを作成している。2023 年度新たに作成したグッズではないが、過去に作成したものを学内で配布した。

【音声コード(Uni-Voice) 付クリアファイル】



*Uni-Voiceとは、印刷物の文字情報を二次元コードに変換したものです。

音声コード(Uni-Voice) は、スマートフォン、携帯電話や専用読取り装置で情報を音声にすることができます。

*視覚障害のある方などへの情報ツールとしても役立っています。

触覚によりコードの位置が見つけれられるように、右下部分に切り欠きが入っています。

【付箋】

裏面：見分けやすい色、見分けにくい色の組み合わせを紹介(ユニバーサルデザインから)



(4) 研修会等への参加

訪問日	場所	研修会等名	参加者	受講方法
2023/7/4, 5	オンライン	JASSO 障害学生支援 実務者育成研修会	君塚	オンライン
2023/9/7, 8	立命館大学	AHEAD JAPAN CONFERENCE 2023 (第9回全国大会)	濱畑、高木、 森下、佐々木、 君塚、遠藤、戸張	対面
2023/10/12	港区立障害保健 福祉センター	発達障害のある学生への支援 ～よくあるエピソードから考える～	高木、君塚、遠藤	対面
2023/10/17	オンライン開催	筑波大 BHEFD/SD 研修会 「高等教育機関における 合理的配慮の正しい理解」	森下、佐々木	オンライン
2023/12/12	オンライン開催	HEAP「精神障害学生の 修学を支えるために大学等 の教職員ができること」	佐々木	オンライン
2024/2/15	本学熊谷 キャンパス	ケース検討会	高木、森下、佐々木、 君塚、遠藤	対面

品川・熊谷両キャンパスのスタッフが参加した研修会は、上記に記載した通りである。

2023/7/4-7/5 の JASSO 障害学生支援実務者育成研修会は、オンラインで他大学の支援者と情報交換を行った。

2023/9/7-9/8 の AHEAD JAPAN CONFERENCE2023 は、立命館大学大阪いばらきキャンパスにて行われた。講演では、玉木幸則氏（NHK E テレ「バリバラ」レギュラー）が登壇し、ソーシャルインクルージョンを勧めるための高等教育支援について語られた。高等教育機関における障害学生支援における障害学生支援の体制整備については、関西大学の神藤典子氏、大阪大学の望月直人氏により、管理職の取り組みが重要であることが語られた。「高等教育の質保証×障害学生の合理的配慮」という講演では、筑波大学の佐々木銀河氏、立命館大学の中島英博氏、長崎大学のピーター・バーニック氏により、大学のディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程実施の方針）を具体的に定めることの重要性が示された。たとえば、障害のある学生が、高等教育機関に入学したものの、修学における基準（上記のアドミッション・ポリシー等）が明確化されていなかったために、資格の取得が難しいことがわかったり、配慮や環境調整が難航することがある。こうした場合に、テクニカル・スタンダードが重要となることが指摘された。加えて、米国では、テクニカル・スタンダードが具体的に示されている

ことが語られた。たとえば、看護師のテクニカル・スタンダードは、「長時間勤務が可能である」などが挙げられる。テクニカル・スタンダードは、具体的な到達目標や評価基準であり、欠格事項的なものになってしまわないようにするのも注意が必要である。テクニカル・スタンダードを満たしていないからといって、障害学生を排除するようなものになってはいけない。テクニカル・スタンダードを土台にして、個々の事例でケースバイケースに合理的配慮の妥当性について決定していく必要があることが示された。

港区立障害保健福祉センターにて実施された「発達障害のある学生への支援～よくあるエピソードから考える～」では、30名の教職員から事例を募集し、事例に対して信州大学・子どもの心の発達医学教室の本田秀夫氏から助言が提供された。例えば、ASDでは体幹の筋力が弱く、授業中、長時間姿勢を支えることが難しいケースが多い。そのため、授業中の姿勢の維持に集中すると、授業内容に注意が向かなくなることが指摘された。また、ADHDでは、些末な忘れ物は多少許容し、重要なイベント（試験や就活など）は忘れないように、サポートすることが提案された。

筑波大学 BHE、FD / SD 研修会では、放送大学教養学部の川島聡氏により、法学の視点から、これまでの障害者差別解消法と改正後の違いについて整理された。

京都大学高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）主催の「精神障害学生の修学を支えるために大学等の教職員ができること」では、一橋大学保健センターの丸田伯子氏から講演が行われた。具体的には、精神障害学生を取り巻く修学支援の現状が語られた後、支援の障壁とその手立てを、グループワークにて話し合った。

本学の熊谷キャンパスにて実施されたケース検討会では、秀明大学の島田直子氏より、対応困難ケースに関してスーパーバイズが提供された。

(5) 学外連携

2023 年度は、以下の学外機関と連携を図り、障害学生の支援を行った。

訪問日・対応日	場所・内容	訪問者・参加者	対応者
2023/4/5	立正大学熊谷キャンパス 手話通訳者派遣	埼玉県聴覚障害情報センター	森下、佐々木
2023/5/20	立正大学熊谷キャンパス 手話通訳者派遣	埼玉県聴覚障害情報センター	森下、佐々木
2023/6/29	立正大学熊谷キャンパス 障害学生向けキャリアガイダンス	株式会社イフ 事業推進部事業推進 グループ キャリアコンサルタント 森氏	森下、佐々木
2023/7/5	立正大学熊谷キャンパス(オンライン) 視覚障害学生の修学環境調整について	視覚障害者ライフサポート機構 Viwa 奈良氏	森下
2023/8/2	立正大学熊谷キャンパス 歩導くん(点字マット)メンテナンス	錦城護謨岩本氏、江澤氏	森下
2023/8/9	立正大学品川キャンパス 病院からの情報提供書受託	道玄坂ふじたクリニック	君塚
2023/10/3	立正大学熊谷キャンパス キャリア相談への同席	熊谷公共職業安定所の就労支援 ナビゲーター加藤氏	森下、佐々木
2023/12/14	立正大学品川キャンパス 横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業利用 学生の支援進捗状況確認および卒業後の支援紹介	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害 自立支援課担当者(大越氏、筆氏氏)	高木
2024/1/12	立正大学熊谷キャンパス 立体イメージプリンター設置と使用説明	株式会社 SINKA 岡村氏	森下、佐々木、 戸張
2024/1/16	立正大学熊谷キャンパス 手話通訳派遣	埼玉県聴覚障害情報センター 手話通訳士	森下、佐々木
2024/1/19	立正大学品川キャンパス 障害学生支援協議会にオブザーバー参加	横浜市重度訪問介護利用者大学 修学支援事業担当者	濱畑
2024/1/24	立正大学品川キャンパス あけの星学園との面談に同席	あけの星学園 神山氏、夏目氏	君塚
2024/3/14	立正大学品川キャンパス 千葉リハビリテーションセンターとの情報共有	千葉リハビリテーションセンター 土屋氏、岡本氏	高木、君塚、 遠藤、饒波
2024/3/27,30	立正大学熊谷キャンパス 手話通訳派遣	埼玉県聴覚障害情報センター 手話通訳士	森下、佐々木

3. 障害学生支援関連情報

(1) 支援機器

●品川キャンパス

品川キャンパスでは2021年度より、障害学生支援室・受付窓口を利用して支援機器の一部を継続して紹介・展示している。

支援室を利用している学生や教職員が自由に見ることができ、学生との面談の際など、実物を見ながら使用の検討や参考に行っている。

●熊谷キャンパス

熊谷キャンパスでは2023年度、図を多用する講義資料や、キャンパスマップなどの作成に活用する目的で、立体イメージプリンターを購入した。簡単な図については、複雑な作業を必要とせず印刷が可能であるが、元の資料によっては印刷までに修正作業が必要になるため、作業にあたるスタッフの確保が課題である。現時点では学生からの印刷の要望は多くないため、簡単な資料については対応を行った。

【立体イメージプリンター】



【立正大学のマスコットキャラクター モラリス (出力サンプル)】



3. 障害学生支援関連情報 (1) 支援機器

両キャンパスにおける障害学生支援室に所有している主な支援機器の一覧は以下の表の通りである。

主な支援機器一覧

品：品川
熊：熊谷

機器名	用途	領域	所蔵
拡大読書器 オニキスデスクセットHD	紙媒体の資料の文字を拡大し読みやすくする。また読みやすいように背景色と文字色を変更することもできる。	視	熊
点字プリンター EXTRA ESA72I	点字の文書や図形の出力ができる。	視	熊
点訳ソフト Extre for Windows Ver.7	Word 等で作成した文章を点訳できる。	視	熊
スキャナー Scan snap SV600	書籍を上向きに開いた状態でスキャンすることができるスキャナー。	視	熊
点字ラベラー	付属のソフトを使用して、点字シールの作成が可能。	視	熊
iPad	UD トークアプリを使用したり、電子化された資料を拡大して読むことができる。	視・聴	品・熊
Apple Pencil	iPad と接続し直接手書きの文字を書くことができる。	共	品・熊
補聴援助システム フォナック Roger パスアラウンドマイク Roger マイリンク	送信機で受け取った音声を、離れた場所においても受信機で受信することができ、話し手の声を聞き取りやすくなる。	聴	熊
音声認識アプリ UD トーク	音声を文字に変換することができるアプリ。	聴	品・熊
iRig2	iPad とロジャークを接続し、UD トークを利用することができる。	聴	熊
ボイスレコーダー iFLYTEK AI SR302 Pro	音声録音のほか、音声を同時に文字化することが可能。	視・聴 ・発	熊
高齢者疑似体験セット	身体の不自由な方の状態を疑似体験することができる。	肢	品・熊
Amivoice Front WT01	UD トーク使用の際、専用マイクとして利用。	聴	熊
トキ・サポ 時感タイマー	時間を視覚的にイメージすることで、見通しをつけやすくする。	発	品・熊
Wemo バンドタイプ	リストバンドのように腕に巻くことができるメモパッド。繰り返し文字を書いたり消したりできる。	発	品・熊
Wemo Pad タイプ	スマホの裏に貼れるメモ。ボールペンで記入したものが消しゴムで消せ、繰り返し使える。	発	熊

3. 障害学生支援関連情報 (1) 支援機器

品：品川
熊：熊谷

機器名	用途	領域	所蔵
ノイズキャンセルヘッドホン Bose QUIETCOMFORT 35 II	環境音などの雑音などを遮り、必要な音のみ聞き取りやすくする。	発	品・熊
ポータブル DVD ドライブ BUFFARO DVSM-PTV8U3-BKB	障害学生支援に関する DVD の視聴に活用。	共	品・熊
ノートパソコン	ノートテイクに利用。	聴	品・熊
ブギーボード	繰り返し利用できる筆談用の液晶タブレット	聴	品・熊
カラーバールーペ	紙媒体の文章を読む際、読んでいる箇所にマーカーを引いたように見ることが可能。同時に文字を拡大できる。	発	品・熊
三連折り畳みパーテーション	周りからの視線を遮って過ごしたい時などに利用できる。	精・発	熊
車椅子	手動	肢	品・熊
JINRIKI QUICK II	災害時の車椅子利用者の誘導に利用。	肢	品・熊
立体イメージプリンター Easy Tactix	触図などを作成することができる。	視	熊
指差しシート	聴覚障害のコミュニケーションツール	聴	品・熊

4. 所感

1年を通して ー精神・発達障害に関する支援を中心にー

遠藤 裕史（立正大学障害学生支援室）

両キャンパスにおける支援

品川キャンパス、熊谷キャンパス共に精神もしくは発達障害を持つ学生はどの学部にも在籍している。こうした学生は障害を持っているか、教職員で把握することが難しく、相談に繋がっていない可能性も考えられる。もちろん、学生が自身の経験を活用して困難に対処できていることも多く、相談に訪れていないことが決して悪いわけではない。

精神障害を持つ学生は、体調が安定していると言い難い場合も多く、不調が続くことで欠席が重なり、さらに不安を抱える時もある。また、薬物療法の副作用や生活リズムの乱れが続くことで、朝の起床が難しくなっている場合も見られる。学生によってはパニック発作が出現することもあり、例えば公共交通機関を使った通学そのものに困難を覚える学生もいる。授業においても、精神症状故に人前での発表やグループワークが苦手という訴えも聞かれている。

発達障害を持つ学生は、個人が持つ特性によって困りごとが多様である。代表的なものの一つとしては感覚過敏が挙げられる。修学上困難となりやすい感覚過敏は、視覚過敏や聴覚過敏の二つである。視覚過敏の例として、日光や室内灯を眩しく感じ、教室にすることが苦痛になってしまう場合がある。聴覚過敏では、僅かな音や自分に関係のない話でも拾ってしまったり、複数人が発言すると整理できなくなってしまう。こうした過敏さがある反面、学生によっては視覚もしくは聴覚情報だけだと、口頭での説明や掲示された情報を取りこぼしてしまう。関連して、個人の特性によっては長時間の注意や集中の持続が困難となっている場合もある。

精神障害を持つ学生への支援と、発達障害を持つ学生への支援は重なるものも多く見られる。各教員へ配慮や調整を依頼する際は精神・発達障害問わず、学生自らが申し出る必要があり、それを促す対応は多い。一方で、学生一人では心配という訴えもあり、その場合は支援室のコーディネーターが同行するといった支援を行う。ただし、この場合もあくまで学生自ら事情を説明することが求められる。学生によっては感覚過敏や多くの人がいる教室にすることが苦痛だが、対処方法が分からなくなっている場合もある。そこで授業中での一時退席、サングラスやイヤホンなどの着用などを提案し、各教員に許可がもらえるか相談するよう促している。こうした授業に関する調整は、診断書など根拠資料も必要となる。根拠資料によって単位が保証されるのではない、といった注意点を伝えることも支援においては重要である。他にも、支援室で定期的な面談を実施し、コーディネーターと共に課題が出せているかなど確認も行っている。既に何らかの調整を受けている場合、こうした定期的な面談が、今の内容で問題ないか聞き取るものにもなっている。

修学支援とは若干異なってしまうものの、大学内で落ち着ける場所がない時は支援室の一室を休憩

場所として貸し出すことも支援の一環として行っている。体調の悪化が懸念される場合には、保健室やカウンセリングルームへ繋ぐ対応もしている。また、日常生活にも影響が出ているような不調の場合、まずは休養を優先するよう提案する場合もある。しかし、これは学生の希望に沿わないこともあり、提案する際の伝え方には難しさがある。

今後の課題や注意点

精神障害や発達障害は以前に比べると、よく知られるようになったが、その障害を抱えるが故に傷ついた経験がある場合も少なくない。精神・発達障害以外の障害においても学生が抱える困難さを周囲から理解されず、精神的な不調やトラブルに発展してしまう可能性を秘めている。

学生が支援室を訪れる時には、既に障害によって何らかのトラブルを経験した点を考慮し、さらなる傷つき体験を回避するためにも、丁寧に話を聴く姿勢が求められるだろう。また、根拠資料として診断書の他、心理検査や知能検査の結果が提出されることも少なくない。こうした結果は、数値として分かりやすい指標が示されるため、その数値に支援者側が惑わされないような姿勢も必要である。つまり、数値の高低だけで相手を判断するのではなく、数値などの結果を出発点として、本人がどのようなことに困難を感じやすいかを、話を聴きながら想像していく方がより良い。さらに、目の前の学生にどのような強みがあるのか、その強みで困難をカバーできるのかを、必要に応じて一緒に整理し、考えていく姿勢も重要である。同時に、学生本人が検査結果をどのように受け止めているのか、どの程度障害受容ができていのかも注目すべき点である。こうしたことに加えて、学生や家族から各種検査について質問がある際は、原則として元の医療機関などで尋ねよう促す必要もある。それらを解釈して説明することで、既に受けている説明と齟齬が生じ、却って学生達に余計な混乱が生じかねない。場合によっては、通院先などとの信頼関係に悪影響を与えてしまう可能性も考慮した方が良い。ただし、学生達が質問したくても、様々な事情によって先方では対応が困難なこともあり得る。支援室で説明する必要がある際は、伝える内容について吟味することが重要である。

前述したように、精神障害や発達障害は様々な媒体を通じて広く知られるようになっている。その反面、本人のやる気や気合の問題という以前からある誤解も未だに残っているような声も聞かれる。さらに、二次障害から来る精神的な不調を含め、通学自体が難しい、もしくは通学できても授業への出席が難しいなどの体調の悪化が見られる場合、何をどこまで合理的配慮として認めるのか頭を悩ませる問題となっている。繰り返しとなるが、支援室や教職員から見れば療養が必要と考えられても、本人の希望とは合わない時も少なくない。合理的配慮の内容を検討すると同時に、いかに学生の話聴き、建設的対話を行っていくかが課題となっている。それを進めるにあたっては、誰か一人が懸命になるのではなく、学生を中心にして関係者・関係部署と連携していくことが求められる。

5. 利用案内 (パンフレット)



立正大学

障害学生支援室

利用案内

Rissho Disability Support Services

立正大学ではすべての学生が安心して学生生活を送ることができるよう、障害の配慮を必要とする学生はもとより、明確なその有無にかかわらずサポートしています。



障害のある学生支援

障害支援の相談

相談 (Consultation)

学業が思うように進まない理由もさまざまです。どこでつまづいているか、どう解決しているか、一緒に考えましょう。

支援 (Support)

修学環境を調整し、困難さが軽減されるよう支援します。

***支援例**

視覚障害：拡大読書器の用意など
 聴覚障害：ノートテイクなど
 肢体不自由：移動支援、環境整備など
 精神・発達障害：環境調整、自己管理支援など

受付場所

学生生活課窓口

品川

8号館 1階
03-3492-6698
(直通 03-3492-6718)
✉ rdss.sc@ris.ac.jp

熊谷

19号館 1階
(アカデミックキューブ)
048-536-6012
✉ rdss.kc@ris.ac.jp

公式サイトはコチラ！



6. 執筆要領

1. 目的

- (1) 立正大学障害学生支援室（以下、支援室）は、支援室に所属するコーディネーター・教職員と
その関係する教職員、実習生の実践・研究に関する成果を学内外に発表するため、「立正大学
障害学生支援室年報」（以下、年報）を発行する。
- (2) 年報の発行は年1回、年度末とする。

2. 投稿論文の内容および文字数

(1) 論文

障害学生支援に関連する実践・研究論文（研究論文、資料論文、展望論文）は未公刊のもの
とし、図表等含め、原則として18,000字程度とする。原稿はワープロを使用し、A4判に原則
として1行40字（英文はspaceを含め約80字）、36行の横書きとする。なお、図表は、一
頁大で1,600字、半頁大で800字、4分の1頁大で400字に換算すること。

(2) 実習報告

実習生が、その体験と成果をまとめ報告する。3,000字以内とする。

(3) コーディネーター・教職員紹介

新任のコーディネーター・職員は、自分自身の専門分野を中心に自己紹介の内容を執筆する。
1,200字程度とする。

(4) 関連情報紹介

障害学生支援に必要な情報などを紹介することができる。1,500字以内とする。

(5) 障害学生支援室の活動報告

当該年度の支援室における活動について報告、掲載する。

(6) その他

支援室会議において掲載が必要とされた場合、論文あるいは記事を投稿することができる。

3. 執筆者

- (1) 執筆者は、障害学生支援室コーディネーター・教職員とその関係者とする。よって、障害学生
支援室コーディネーター・教職員は共著者としても学内外のものを加えることができる。
- (2) 実習生は、コーディネーターならびに教員の指導の下、実践・研究成果を論文として投稿するこ
とができる。
- (3) (1)以外であっても、支援室会議において掲載を認められる場合は、執筆者となることができる。

4. 文体及び図表

- (1) 原稿は原則として和文および欧文とする。和文の場合は、横書き、現代仮名遣い、口語体を原則とする。欧文の場合は、和文に準ずる。
- (2) 図表を使用する場合は、原則としてそのまま製版できる形とする。
- (3) その他、執筆で留意すべき点は、公益社団法人日本心理学会刊行の「執筆・投稿の手引き」を参照することが望ましい。

5. 投稿の申請及び原稿の提出

- (1) 投稿希望者は、原則として10月末日までに、支援室会議にて投稿の申請を行う。
- (2) 原稿の提出に際しては、完成原稿1部とともに、電子ファイルを電子媒体にて提出するものとする。
- (3) 原稿には、表題、和文要約、英文タイトル、執筆者氏名・所属（英表記も含む）、印刷上の注意事項を記した投稿時の指示をあわせて提出するものとする。なお、任意に欧文要約を付記することもできる。
- (4) 原稿の締め切りは、原則として発行年度の1月末日までとする。

6. 投稿の受理及び編集

- (1) 投稿の申請及び投稿の受理については支援室会議において検討し、受理の可否を決定する。
- (2) 原稿の内容については支援室会議において検討し、必要に応じて執筆者に修正を求めることがある。2校以降は原則として責任校了とする。

7. 論文の抜刷

抜刷については、実費負担とする。

8. 立正大学機関リポジトリへの個人投稿

「立正大学障害学生支援室年報」へ掲載される論文を、立正大学機関リポジトリに次の手続きに従って個人投稿することができる。

- (1) 個人投稿を希望する場合は、事前にその旨を支援室会議へ報告しなければならない。
- (2) 支援室会議が個人投稿について検討を必要とした場合は、当該の論文の著者（代表者）と協議し、個人投稿の可否を決定する。
- (3) 支援室会議によって個人投稿が認められた場合は、「立正大学機関リポジトリへの投稿の流れ」に従って個人投稿し、自らの責任において著作権を管理することとする。

9. 著作権

投稿された論文等の著作権は、立正大学障害学生支援室に帰属するものとする。

10. 倫理

立正大学研究倫理委員会要領に準じ、立正大学心理学研究所研究倫理要領を参照するものとする。

11. 改正

本要領を改正する場合には、支援室会議の承認を得なければならない。

附則

本要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

立正大学障害学生支援室 年報 第 8 号 (2023)

発行日	2025 年 3 月 31 日
発行者	立正大学 障害学生支援室 室長 濱畑 芳和 東京都品川区大崎 4 丁目 2-16
制作	立正大学 障害学生支援室
編集	株式会社ディースラボ https://www.ds-labo.com

※本書に掲載された論文等の著作権および電子化の権利は、立正大学障害学生支援室に帰属し、無断での複製・転載を禁じます。

『萬世古状揃』立正大学古書資料館所蔵

Moral and spiritual cultivation in Japanese neo-

Confucianism : the life and thought of KaibaraEkiken, 1630-1714

Mary Evelyn (1989) Albany

RISSHO Disability Support Services

Annual Report



Ekiken Kaibara (1630-1714)

True wisdom proceeds from the knowledge
of seeing and hearing to genuine
understanding in our hearts.

English translation adapted from Tuchker, M. E. (1989)

If you truly know diverse people,
you will appreciate and take actions to support the diversity.
RISSHO University Disability Support Services